

○木曾広域連合懲罰委員会開催要綱

(平成11年4月1日)

改正 平成11年3月5日
平成18年8月1日

要綱第5号

平成19年3月20日

要綱第1号

(目的)

第1条 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項及び木曾広域連合職員の懲戒に関する条例（平成11年条例第10号）の規定に基づく懲戒処分を決定するための委員会（以下「懲罰委員会」という。）の開催について必要な事項を定めることを目的とする。

(委員)

第2条 懲罰委員会の委員は、代表副連合長、会計管理者、副管理者、事務局長及び総務課長並びに連合長の指名する課長等で構成する。

2 前項の規定にかかわらず、連合長が特に必要と認めた場合は、懲罰事実に係る専門家を委員に加えることができる。

(委員会)

第3条 委員会は、連合長が必要に応じて招集するものとする。

2 委員会の委員長は、代表副連合長とし、委員長に事故ある時は、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

(期間計算)

第4条 停職処分の期間計算は、暦日計算によるものとする。

(処分の効力)

第5条 懲戒処分の効力は、懲戒処分書（様式第1号）を当該職員に交付したときに発生する。

(処分説明書)

第6条 地方公務員法第49条第2項に定める処分説明書は、様式第2号のとおりとする。

(委任規定)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、連合長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月5日）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年8月1日要綱第5号）

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第 1 号

懲戒処分書

(職名)	(氏名)
(職務の等級)	
(所属)	
(処分の内容)	
<p>地方公務員法第 29 条第 1 項第 号並びに木曾広域連合職員の懲戒に関する条例により懲戒処分として (免職・ 月 日間停職・ 月間給料の月額の 分の 1 を減給・戒告)する。</p>	
平成 年 月 日	
任命権者	
職印	

様式第 2 号

処 分 説 明 書

処分者	任命権者		[職印]
被処分者	氏名	職務の等級号俸	
		所属	
処分の 内容	処分発令日		根拠法令
	平成 年 月 日		処分の種類及び程度
	処分効力発生日		
	平成 年 月 日		
	処分説明書交付日		
	平成 年 月 日		
処分の理由			
<p>(教示)</p> <p>1.この説明書は、地方公務員法第 49 条第 2 項の規定により交付するものです。</p> <p>2.この処分について不服があるときは、地方公務員法の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に長野県町村公平委員会に対して審査請求をすることができます。なお、処分のあった翌日から起算して 1 年を経過したときは審査の請求はできません。</p>			